## 議員の派遣について (大阪市会代表団)

令和4年9月13日

地方自治法第100条第13項及び大阪市会会議規則第92条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

大阪・ミラノ姉妹都市提携40周年記念大阪市会代表団

- (1) 派遣目的
  - ミラノ市役所の親善訪問及びミラノ市の先進事例の視察
- (2) 派遣場所 ミラノ市
- (3) 派遣期間

令和4年10月1日から令和4年10月7日まで

⑷ 派遣議員

大橋一隆ホンダリエ杉田忠裕森山よしひろき

## [参照]

○地方自治法第100条第13項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他 議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を 派遣することができる。

○大阪市会会議規則第92条

法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。